

「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貴事業所内で陽性が確認された方との濃厚接触の可能性のある方をリストアップし、10日間の自宅待機等周知に関する御協力をお願いいたします。

◆◆所属様へのお願い事項◆◆

- (1) 陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者としてリストアップしてください。

必要に応じて別紙1「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者リスト」をご活用ください。

- (2) 濃厚接触者となった方へ、以下の「濃厚接触者となった方へのお願い事項」のとおり10日間の自宅待機と健康観察の実施、自宅待機期間中に有症状となった場合の対応についてお伝えください。

必要に応じて別紙2「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者健康観察シート」を濃厚接触者にお渡しいただき、健康観察にご活用ください。

なお、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、新潟県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

感染の可能性のある期間（※1）

- ① 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- ② 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

濃厚接触者の範囲（※2） 次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった
 - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
 - 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
 - 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い
- （注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に帯する接触的疫学調査実施要領（3.1.8）のものです。

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

◆◆濃厚接触者となった方へのお願い事項◆◆

濃厚接触者となった方は、陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して10日間の自宅待機と健康観察をお願いいたします。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275）、保健所へ相談してください。